

令和3年度 第1回北杜市通学路安全推進会議議事録

日 時 令和3年10月7日(木) 午前10時00分～11時00分

場 所 北杜市役所 大会議室(北館3階)

| | | |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 出席者 | 関係行政機関 | 清水 精 (北杜市代表区長会を代表する者(北杜市区長会長)) |
| | | 川端清一 (甲府河川国道事務所道路管理第二課保全企画係長)代理 |
| | | 早川敬之 (中北建設事務所峡北支所道路課道路維持担当)代理 |
| | | 山下大輔 (北杜警察署交通課長) |
| | 学校関係代表者 | 小澤 亮 (北杜市校長会を代表する者(校長会副会長)) |
| | | 岡安祐樹 (北杜市PTA 連合協議会会長(小淵沢中学校PTA 会長)) |
| | 北杜市 | 田中 伸 (北杜市企画部企画課長) |
| | | 佐藤康弘 (北杜市森林環境部林政課長) |
| | | 清水厚司 (北杜市産業観光部農地整備課長) |
| | | 由井克光 (北杜市建設部道路河川課長) |
| | | 加藤 寿 (北杜市教育委員会教育部長) |
| | 事務局 | 平井ひろ江 (北杜市教育委員会教育総務課長) |
| | | 安部 稔 (北杜市教育委員会教育総務課施設担当) |
| | | 内藤貴也 (北杜市教育委員会教育総務課施設担当) |
| | | 中澤太朗 (北杜市教育委員会教育総務課施設担当) |

議 事 (1) 北杜市通学路安全推進会議について【資料1】
(2) 北杜市通学路交通安全プログラムについて【資料2】
(3) 令和3年度通学路合同点検について【資料3】
(4) その他
・今後の予定について

公開・非公開の別：公開

傍聴人の数：0名

開 会

1. 開会
2. 委任状、任命書の交付
3. 教育長あいさつ
4. 委員紹介（自己紹介）
5. 役員選出
 - ・会 長：小澤亮
 - ・副会長：鈴木賢一、由井克光
6. 議事

(議 長) 議事に入ります。第1号議案「北杜市通学路安全推進会議について」事務局からの説明を求める。

(事務局) 「資料1」により説明する。

(議 長) 質問ありますか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) つぎに、第2号議案「北杜市通学路交通安全プログラムについて」説明を求める。

(事務局) 「資料2」により説明する

(議 長) 質問ありますか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) つぎに、3号議案「令和3年度通学路合同点検について」事務局より説明を求める。

(事務局) 「資料3」により説明する。

(議 長) 質問ありますか。

(P T A) 表の中で、「上申する」・「検討する」・「依頼する」という内容が後ろに回されているように見受けられる。「上申する」・「検討する」というような案件であれば即座に対応してもらえるように思うが、そのようなものが後ろに回っている背景を教えてください。予算や所有権の関係があるため、歩道設置や道路改良・市道拡幅するというようなものがすぐにできないのはわかるが、そういうものとは内容が違うと思うというのが1点。もうひとつ、特に歩道に関係する点で、北杜市は歩道が整備されていないところが非常に多い状況の中で、歩道が簡単に作れないが、歩道が作れない状況の中で、なんらか安全対策を実施していかなければいけないという2面性を持っていると思う。歩道が作れない場合、どうすべきかという議論が行われているか教えてください。

(事務局) まず「検討する」・「上申する」というところですが、横断歩道の設置や速度制限について、警察署において(本部へ)上申済みという回答も含めて経過観察として処理させてもらっている。それは、合同点検から本日のこの会議までの間に、地元警察において横断歩道等の設置可否や必要性を検討し、必要と判断された箇所については本部に上申していただいているが、上申をもって横断歩道等の設置が決定するものではないことから、経過観察のところに印をつけている。そのため、動いていないというのではなく、動いている途中だという様にご理解いただきたい。また、検討するというところで経過観察に印がついているところについても、一定期間状況を見なければ必要性や対応策等の判断ができないために経過観察となっているものであり、検討を先延ばしにしているという意味ではない。

次に、歩道設置等についての要望についてですが、歩道設置となると当然土地の買収なども絡み、事業的にかなり時間を費やすものと認識している。そのため、早急な対策を求められているものについては、例えばグリーンベルトの設置など、まずは早急に対応できる別の方法で対策を検討いただいている。

(PTA) 了解した。

次の意見です。危険箇所の要望に対し、「この案件については要望をもらっているが対応ができない」、「この案件はしばらく実施できない」というような回答や、「この案件は2～3年の内に実現する見込みである」というような途中過程などを(学校・PTAに)戻してもらえると、要望を出した側は自分たちの要望がきちんと受け入れられて、きちんと審議されて前に進んでいるというのが認識をしやすくなると思う。百数十件もあると大変だと思うが、目ぼしいもので、ある程度結論が見えてきているものについては、できれば途中経過の情報を出していただけるとありがたい。特に「この案件は無理です」という結論になった場合は、(学校・PTAに)戻しておかないと毎年同じ要望が出てくる可能性があり、そうなる地域住民からは何回出しても結局やってくれないというような不満にも繋がってくると思うので、できない理由を示したうえで、学校等に戻していただき、必要な情報を学校から保護者の方におろしていくという流れを作っていただくと非常にありがたいと思う。

もう一点、ブロック塀の問題が何年前前に大阪であり、全国的に対策が進んでいると思うが、この事業主体が学校と教育委員会になっているが、学校や教育委員会が主体でブロック塀をなんとかしてくださいと言って、言うことを聞いてもらえるものなのか。例えば、道路に関して交通の妨げになる状況の中から、警察関係、それから建築基準法に照らしてなにか物申せるのであれば、建設部などをお願いして、そちらの方から法的に改築・撤去を促していくことはできないのかと思うが、どうか。

(事務局) まずブロック塀の件について回答します。ブロック塀の問題については、平成30年度に大阪で発生した事故を機に、通学路の合同点検での要望にも上がってきている。このことについての具体的な対応として、令和元年度から教育委員会と学校で所有者を訪ね、安全対策を講じるよう依頼した経緯がある。対策については所有者にやってもらう必要があることから、実施してもらえないケースもあるが、実施してもらったケースもあり、動くことは大事であると思っている。

(市道河課) 法規制については、無いというのが現状である。ブロック塀が倒れた時点で所有者の土地・所有物であるので、倒れて何かあればその持ち主の瑕疵というかたちになり、道路管理者が法律で規制ができないのが現状ということで、ご理解いただきたい。

(PTA) 何m以上の高さのブロック塀には鉄筋を入れなければいけないというような規制があったかと思うが、そういう規制も全くないか？

(市道河課) 建築基準法になるので、その指導は建築主事等になると思う。

(PTA) 今の話だと、建築基準法では対応できるということで良いか。

(市道河課) 昔の物なので鉄筋が入っているかどうか等は調査しなければわからないが、今後建てるものについては、高さや構造的な指導はできると思う。

(PTA) 私は今、子育て関係の会議にもたくさん参加しているが、補助金がクローズアップされている場合もある。ブロック塀をなおすために市として補助金を出すような対策があり、併せて検討してもらえれば、子供たちの通学路を安全な状態で保つという部分で良いと思っている。法でも対応不可、市役所内の部署でもなんともできない、お願いはしているがやってもらえないという場合に、何か問題があったときに、不作為と捉えられてもしょうがない部分も出てくると思うので、できない中でなんらか補っていけるような方法があるのであれば、是非検討いただきたい。また、そういうことを会議の中で協議し、対応できないところほど何とかしなければいけないという思いがあるので、是非一步踏み込んだ話をいただきたい。できることをやるのは当たり前のことだと思っており、できないことをいかに知恵を絞ってやれるというのが、凄く重要であると思っている。

(事務局) ブロック塀のお話については、教育委員会としては、今後も地道に回ってみるという事は続けていく予定である。その中で、ブロック塀の安全性について、現行法を基にした高さや控え壁の設置状況等を確認したり、住宅課で持っている補助金の案内を所有者にはしていきたい。また、状況に応じて道路管理者や建築主事にも相談するなど、他の部署の協力も得ながら進めていきたいと思っている。

もう一点、先ほど途中経過等の報告をという意見であるが、我々も大事なことであると考えており、昨年度分については、本年4月に学校へ報告を行った。今後は遅くともその年度中には結果を学校側に返せるよう努力する。

(議 長) 学校への報告について補足となるが、明野小学校でも横断歩道をつけてほしいという要望を出したが、カーブのすぐ近くであるものや、もうすでに設置されている横断歩道の近くへの要望箇所については、設置が出来ないという報告をもらった。それに対し、現在通学路をもっと安全な道路に変えるかという事を検討しているところもある。それも保護者の理解を得ながら進めていこうと思っている。

(P T A) 了解した。対応をお願いします。

(議 長) 他に質問や意見等ありますか。

(委 員) なし。

(議 長) つぎに4号議案「その他・今後の予定について」事務局より説明を求める。
(事務局) 第2回北杜市通学路安全推進会議の開催は、令和4年の2月頃を計画している。次の会議開催に先立ち、12月頃を目途に対策の実施状況の聞き取りをしたいため、協力をお願いします。

(議 長) 質問ありますか。

(委 員) なし。

(議 長) 他に質問や意見等ありますか。

(国交省) ・今年度千葉県八街市で事故があった関係で、全国的に緊急点検を実施している。現時点で山梨県の道路管理課と情報交換をしているが、今年は新規の要望が多く、山梨県内に約650箇所要望が上がってきている状況。早ければ今年度の補正予算等で要望箇所への予算計上等の可能性はある。今回の緊急点検で国交省でも歩道整備の要望箇所等難しい所も多く出てきているが、通学路対策に予算が優先的に配分される可能性がある。

・昭和町等でもやっている交錯やハンプなどの物理的デバイスを組み合わせた通学路対策も検討されている。学校等でも意見交換をしていただき、実際に車のスピードを落とすための対策等もご検討いただきたい。

・本省では、ETC2.0等を用いて、対象道路がどのくらいの速度で走行されているかといった分析ツール等も、要望があれば協力できる。

・先ほど12月頃に対策状況を報告という話があったが、今年度非常に要望が多いことから、全部実施することは不可能と思われる。優先順位を付け、随時予算を取りながら対応していくことになると思うので、承知してほしい。

(議 長) 650箇所というのは、国道に関してか。

(国交省) 県内の国道・県道・市町村道である。

(議 長) 了解した。他に質問や意見等ありますか。

(P T A) 先日市に義務振の要望を提出した。義務振の要請の内容に、通学路に関する要望が非常に多いが、今回の学校からの要望と義務振の要望はリンクしているのか？それとも個別か？

(事務局) 基本的には個別となっている。

(PTA) それであれば、ここに載っていないもう一つの義務振の要望があり、そちらにも具体的に困っている内容の記載がある。そちらの要望内容も併せて検討してもらえればありがたい。また、今回の要望案件は、徒歩通学に係る内容が多いが、スクールバスによる通学も多くあるため、義務振の要望の中では除雪についての要望もある。そのため、通学路の中にはスクールバスという方法もあるという事を含めて検討して行ってほしい。

(議長) 他に質問や意見等ありますか。

(委員) なし。

(議長) 議事を終わります。ありがとうございました。

7. 閉会

(事務局) 以上で閉会します。

相互に礼。